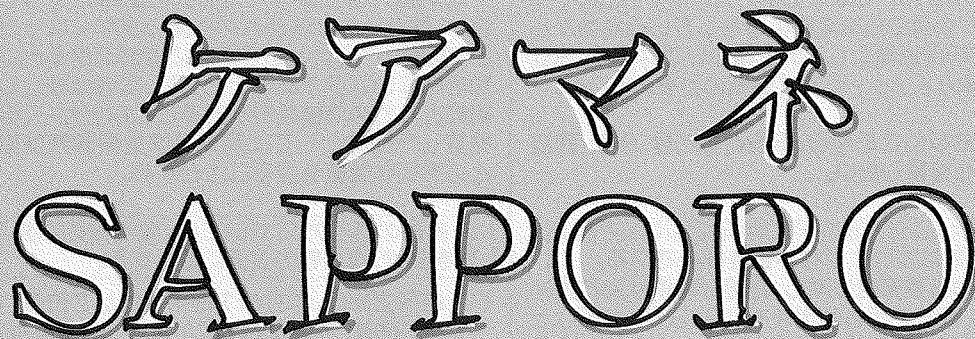


◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆



2008.2.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第50号

本会の組織強化の方向性について

組織強化に関する検討結果の報告

平成19年10月25日

札幌市介護支援専門員連絡協議会、組織強化検討委員会

会長 奥田 龍人 様

平成19年7月17日付で会長より検討の付託を受けた事項について、計4回(同年7月17日、同年8月23日、同年9月6日、同年9月28日)にわたり検討した結果を報告致します。

以下、付託された事項について検討内容と結果を列挙するとともに、今後の組織改編に向けて二つの方向性が考えられることからそれぞれの組織(機構)のイメージ案を添付します。

1. 法人化の検討

- 本会はこれまで任意団体として運営されてきたが、会員数が1千名を超える現況に至っては、法人化によって活動基盤を強化し運営の公益性を担保する時期に至っている。
- とくに、本会への札幌市からの研修事業委託料(ケアプラン指導研修、新任研修等)が平成19年度は400万円近くに達し、かつ今後も委託の継続が予想されることを鑑みれば、受託団体としてより公益性を担保していくことが求められる。
- また、本会の目的を実現するためには、市及び区の介護保険担当課ならびに地域包括支援センターや関係事業者、札幌市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会等々との協力や連携が不可欠である。本会はこれまで任意団体として活動実績をあげてきたが、今後もこうした関係機関等との関係を継続強化していくことが必要であり、このためには、法人化が有効な手段であると思料するものである。

- 本会は発足以来、着実に活動実績をあげてきたが、さらに進む高齢化の中で市民生活の安寧に貢献していくためには、これまで以上に公益性が担保された信頼性の高い事業主体となることが強く求められるところであり、法人化の検討は避けて通ることのできないものである。

しかし、現時点で法人化という重要な意思決定を行うには、現行の本会規約の中に見直しを行るべき事項が多く見受けられる。したがって当面は、会員の意思を反映できる執行体制の構築や、諸事の決定手続き等を明確化するための規約の改定整備を優先すべきである。その具体的手順としては、第一に、規約の改定整備を行い、第二に本会の運営や活動を担う事務局体制のあり方や本会の活動の特性やあり方等を吟味して法人化の検討を進めることができると適切である。

2. 北海道介護支援専門員協会との組織的位置づけの検討

- 本検討委員会の発足直後、本会が団体加入していた北海道介護支援専門員連絡協議会が7月22日に解散し、全国組織を構成する北海道介護支援専門員協会へ移行した。

本会の組織強化の方向性について

平成19年12月13日(役員会議)

会長 奥田 龍人

<経過>

札幌市介護支援専門員連絡協議会(以下「本会」とする)は発足から8年目となり、会員数は1000名を突破し、札幌市の委託事業などを受託し、様々な公的委員会などへ役員を派遣するなど、発足当初とは比較できないほど社会的信頼を得るにいたっている。

しかし、本会の組織体制や規約などは発足当初のものから十分な見直しがされてきたとは言えず、役員の選出方法や重要事項に関する意思決定の仕組みに課題があると言える。また、法人化ということも将来の大きな課題として存在する。

このような状況を受け、今年度の本会の課題として、今年度事業計画に、「組織強化検討委員会の設置」を掲げた。

本年7月17日に、6名の方を組織強化検討委員として委嘱し、検討を付託した。9月28日まで、計4回の検討会を経て検討した結果について、10月25日に「組織強化に関する検討結果の報告(以下「報告書」とする)」として答申を得たところである。

会長は、これを受け、12月4日に三役会議を開催し、今後の組織強化のあり方について検討し、一定の方向性を打ち出したので、その内容を提案する。

なお、12月13日の役員会で決定次第、会長を中心に規約案を作成し、次回の役員会に諮り、その後、3月の代議員会で承認をいただく方向で進めていきたい。

<提案案>

1. 法人化の検討に先立ち、来年度は①規約の改正、②運営体制の検討に着手する。

報告書において、「法人化の検討は避けて通ることのできないものである」と記載されているが、同時に「現時点で法人化という重要な決定を行うには、現行の本会規約の中に見直しを行るべき事項が多く見受けられる。したがって当面は、会員の意思を反映できる執行体制の構築や、諸事の決定手続き等を明確化するための規約の改定整備を優先すべきである。」と指摘されており、法人化の検討は、将来の課題としたい。

また、報告書で「第一に、規約の改定整備を行い、第二に本会の運営や活動を担う事務局体制のあり方や本会の特性やあり方等を吟味して法人化の検討を進めることができると適切である。」と指摘されたことを受け、規約の改正と、運営体制の検討に着手する。

2. 北海道介護支援専門員協会との組織的位置づけ等については、本会としては、当面、その内部組織としてではなく独立した団体として連携を図っていくこととする。

次頁へつづく→

● 本会の活動は札幌市に限局したものではないが、現状において札幌市や各区のネットワークを基盤とする本会の各種事業が会員の日常業務に寄与している趨勢からみると、全国組織もしくは北海道組織の内部組織としての位置づけではなく、独立した組織として活動を行う方が本会会員のメリットに資するものと考えられる。

◎ 北海道介護支援専門員協会が発足間もないことから、本会としては、当面、独立した団体として連携を図っていくことを提案したい。

3. 組織のあり方の検討

● 役員体制や意思決定に関し、本会の規約は次のような不備を含んでいる。

- (1) 会員の日常活動の場となる区支部の設置運営に関し、必要な事項は別に定めることになっているが、独自に解散を議決できる規定をもつ区支部があるなど、各支部において独自に規定すべき事項と、統一的に規定されるべきものが未整理である。
- (2) 本会の最高決定機関は代議員会(役員と、区支部の代議員とで構成)となっているが、代議員の選出方法の規定がなく、各会員の意見が適切に反映できる仕組みが構築されていない。また、役員は代議員会で選任することになっているが選任の方法が規定されていない。
- (3) 支部長(10名)は代議員会で選任されると規定されているが、現状では区の規定に則って区支部総会で支部長を選出する形をとっている、本会規約との整合性が欠けている。
- (4) 代議員会の招集は年1回であり、応急事態に対する臨時招集の規定がない。
- (5) 代議員や役員の選任方法が規定されていないことに加えて、総会も規定されていないことから、会員の意思を反映又は表明する仕組みが構築されていない組織となっている。
- (6) 代議員会および役員会における事案化や決定のためのルールが規定されてない。

● 運営や活動の執行体制に関して、次の不備が挙げられる。

- (1) 役員体制が三役(会長1名と副会長2名、事務局長1名、監事2名)および支部長(10名)のみであり、運営・活動を執行する組織(委員会や部会等々)がない。このため三役や事務局の負担が大きく、継続的で一貫性を確保した方針のもとに事業が展開できにくい体制にある。
- (2) 会務の執行実務は、本会事務局のある札幌市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会による組織的支援で補完されている。これは「事務局を…札幌市社会福祉協議会内に置く」という条文のみが拠り所であり、今後札幌市社会福祉協議会において業務の見直しがあった場合等に、対応できる術が確保されていない。このため、札幌市社会福祉協議会との関係、あるいは相互の位置づけを明確にしたり、あるいは長期的な視点から本会の安定した運営体制のあり方を検討していく必要がある。
- (3) 本会の重要な基盤である支部活動について、各区の実状を勘案した活動を支援するとともに、各区の活動内容の基本形を一定レベルに保てるように調整する体制が求められる。
- (4) 現実的に本会の運営と区支部の活動は、役員及び区支部役員の重複で担われているので、本会の運営と支部の活動の執行体制を整理し、負担の偏りの改善や緩和を図る必要がある。

◎ 本会の役員体制や意思決定、あるいは運営や活動の執行体制に関して規約に見直すべき事項が多く、早急な対応が求められる。

求められる規約改定の要点は、次のとおりである。

- ① 役員の選任方法を明確化すること
- ② 本会と区支部の活動の関係を整理すること
- ③ 総会等を設置し、会員の意思や意見を表明する仕組みを構築すること
- ④ 各種事業や活動の実施体制の整備

また、この規約改定を検討する場合、本会の今後の組織像に関し、

- ① 「市連協統制型」～総会や直接投票に基づく役員選任と、区支部に対する階級的組織運営体制
 - ② 「区支部重視型」～各区支部からの役員選任と、区支部活動の積み上げ型組織体制
- の二つの方向性が考えられる。

なお、最終的なリーダーシップをもつ会長やその他の役員の選任と、事業計画、事業報告、会務の執行体制(委員会等の分掌体制等)、その他重要事項の決定(会則、会費の変更等)については総会における承認を必要とするなどを提言する。

また、本会における区支部との関係については、現状の各区支部活動の果たしてきた役割や実績を維持発展できるように、本会としての支部活動への支援の仕組み(本会と区支部との連絡、会計ルール等)や区支部間の調整の方法を明確にすることが望まれる。

北海道介護支援専門員協会の組織の見直しに伴い、同会への団体加入の仕組みがなくなったこと、現時点での協会として地区に支部を作るという動きはない状況があるとともに、本会は独立した組織としての活動基盤があることなどから、当面、独立した団体として北海道介護支援専門員協会との適切な連携を図ることとする。

3. 組織のあり方については、報告書の指摘事項を受け、規約等の改正に着手する。

- (1) 各区支部は、本会の下部組織として位置づけているので、本会規約の改正後に、「区支部規約」についてモデル規約を示すこととし、来年度の早い時期に区支部規約の改正に着手することとする。
- (2) 最高意思決定機関として「総会」を設置する。また、役員は、総会で選任することとし、「役員選出規則」等によりルール化する。
- (3) 支部長と本部役員の選出の整合性を検討する。具体的には、支部長を「区支部選出理事」という位置づけとする(本部規約、支部規約の両方の改正により)。
- (4) 会員が臨時総会の開催を請求できる旨の規定と、役員が臨時総会の開催を招集できる規定を、規約に定める。
- (5) 総会を設置する。
- (6) 総会、理事会における議決のルールおよび議決事項等について規約に定める。

- (1) 理事について、全市選出理事(区支部選出理事と違い、全市で会員の立候補制により選挙で選出する理事)を増員する。また、下部組織として各種委員会を設置する。
- (2) 札幌市社会福祉協議会との関係については、引き続き検討していく。

(3) 区支部活動について、一定レベルが保たれるよう必要な体制作りに取り組む。

(4) 全市選出理事の増員により、負担を分散する。

※ 市連協統制型と区支部重視型については、どちらかにするという選択肢ではなく、両方の長所を生かした組織体制の整備を模索したい。ただ、総会を最高決定機関とすることから、事業計画、予算等の面で市連協(本部)が事業を統制することは当然のことである。

区支部の独自活動などは從来どおり保証する仕組みとするため、「区支部選出理事」も設ける。

具体的な運用としては、意思決定について、「総会を中心として本会で取り扱う事項」と、「区支部で取り扱う事項」を明確化する作業が必要となる。なお、「区支部で取り扱う事項」は、支部により全く異なる決定がなされることを前提として想定すべきであり、こうした事態があつても、本会として統率のとれた活動がなされる仕組みが必要となる。

※ 重要事項は、総会の議決とするように規約を改正する。

※ 区支部への支援の仕組みについては、引き続き検討する。また、会計規則については、区支部との調整も盛り込んで新たに制定する。

4.会員のニーズの把握と事業計画への反映の検討

- 会員のニーズの把握に関しては、平成18年10月に全会員を対象にアンケート調査を実施したところである。回収率は26.3%であるものの、この結果を活かした事業展開が必要である。
- ◎ 「認知度」「満足度」「必要性」等々の回答状況を基に、例えば、「認知度」の低かったもの的情報を図る、「必要性」の高かったものをより強化する等々、事業計画への反映が望まれる。
引き続き定期的な会員アンケート等を通じて、会員のニーズを確認していくことが望まれる。

5.事務局体制のあり方の検討

- 本会は、札幌市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会(以下「市区社会福祉協議会」という。)の支援によって発足し、以後、運営・活動のあらゆる面で市・区社会福祉協議会の全面的な協力に頼ってきた。こうした経過を鑑み、こうした運営の実情を他地域の類似組織にはあまりみられない本会の特色として評価し、会員にも実状や特色を周知して今後の活動に活かしていくこと必要がある。
- 本会は事務と各種の事業執行の何れも市・区社会福祉協議会の協力に依っている現実があり、当該実情を承知して今後のあり方を考える必要がある。
- とりわけ、本会が法人化に踏み出す場合には、市・区社会福祉協議会から得られてきた協力体制を両組織がそれぞれ見直すべき状況と成り得ることを想定し、その対策を講じていかなければならない。
- ◆ 加えて、各事業の実施に関し、本会は過去に委員会や部会を組織したことがあるが、メンバーの負担が大きく、その運営が難しくなった経験を経て、札幌市社会福祉協議会に多くを負って貢うに至っていることも、会務を執行するうえでの現実として留意する必要がある。
- ◎ 事務局である札幌市社会福祉協議会との関係に関しては、実務的に本会の活動の多くを担っている現状をきちんと評価するとともに、長期的な観点から本会の運営の安定を図る方途を検討する必要がある。
むしろ、札幌市社会福祉協議会との発足来の関係と実績を活かし、さらに結びつきを深めながら本会の目的に向かって協調的にアプローチすることも方向性の一つとして提言したい。

6.その他

- 本会の目的に係る各種事業に取り組むためには、会費収入や、事業受託収入、事業参加料収入等の適正、かつ安定した収入の確保が求められる。本会の目的に見合う各種事業の受託の促進や、多様な事業収入の拡大を志向できる組織のあり方についても検討が必要である。
- 会員の条件に関し、会費未納者の扱いが規定されていないので早急に規約改定を講じる必要がある。
- 会員に関し、本会は単一の会員規定であるが、離職している場合の会費負担の軽減のために準会員や協賛会員などを設けることも検討課題である。このほか、他地域の本会と類似した団体規約には「地域包括支援センター職員」「その他役員会で認める者」を会員にしている例がある。
- また、介護支援専門員更新制度がスタートしたことにより、現会員が今後、更新会員と非更新会員に分かれることになる。これまでの本会の入会条件は介護支援専門員であることだけで済んでいたが、今後、更新会員、非更新会員の区分に踏み出すかどうかが検討すべき課題として加わってくる。
- ◎ その他として、当委員会では、本会の会計基盤強化の一環としての組織強化の必要性が検討された。また、会員資格に関し、準会員や協賛会員などの制度化や、介護支援専門員職から離れている場合の会費負担の軽減案、さらには更新制度への対応も課題として確認された。これらは、本会運営の根幹である「役員の選出や会務の運営に関わる組織体制の整備に関わる規約の整備」を待ってからの検討課題として提起したい。

札幌市介護支援専門員連絡協議会組織強化検討委員会

委員(五十音順)

- 佐久間 仁(行政書士)
- 土井 正子((社)北海道総合在宅ケア事業団訪問看護部主幹)(副会長)
- 橋本 伸也(藤女子大学人間生活学部人間生活学科教授)
- 馬場 伸哉((社福)札幌市社会福祉協議会地域福祉課長)
- 広岡 篤美(介護相談センターきよた介護支援専門員)(清田区支部長)
- 宮川 亮一(ホームヘルプサービスステーション禎心会北所長)(北区支部長)

4.会員アンケート調査を参考に、来年度事業計画を策定したい。

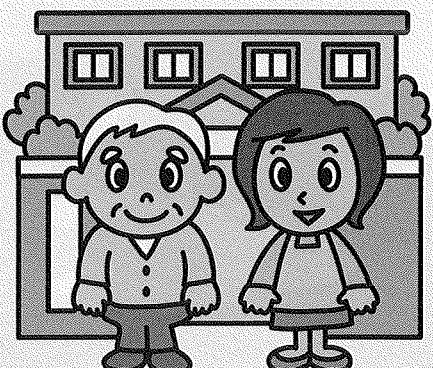
5.事務局体制のあり方については、札幌市社会福祉協議会の協力をいただきながら、引き続き検討していきたい。

※ 札幌市社会福祉協議会との結びつきを深めていく方向で、検討していきたい。

6.事業収入については新たな収益事業を検討したい。会費未納者の扱いについては規約で規定する。

準会員・協賛会員の仕組みについては規約で検討する。

更新会員、非更新会員についても、規約の検討時にその必要性について検討する。



札幌市からの情報提供

若年認知症1日相談会を実施して

北海道若年認知症の人と家族の会事務局長 平野 憲子

札幌市が19年度認知症対策の新規事業として画期的に若年認知症支援事業を打ち出し、その事業の委託を当会が受けたことになり事業がスタートしました。

11月21日、中央区のWEST19において10時～15時まで若年認知症の人と家族または心配ある方を対象に面接と電話相談の「1日相談会」が実現しました。相談者は医師、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会保険労務士等専門職で、総合的な相談の体制が敷かれました。

面接相談に訪れたのは15家族で、中には若年認知症の本人や他の家族を同伴していました。「現在、夫として在宅で介護しているがほとほと疲れこれから先どうなるか…」「現在、入院しているが退院を迫られる在宅か施設か悩んでいる、施設を受け入れてくれる所が少ない」「本人の体調が悪いのか焦燥状態が強く多くの薬を服用しているあまり改善せずこのままの治療でよいのか」「介護のために仕事を辞め経済的に大変でどうしたらよいか」「本人はすることもなくストレスを家族にぶつける、本人ができる何か役割などはないか」「自分の状態が最近おかしく認知症ではないか」など、家族や自分自身のことについて切実に相談をされていました。電話相談は8件で、殆どが「受診先をどう選ぶとよいか」、「今の医療内容でよいか」「主治医に疑問あり」、「セカンドオピニヨンを

受けるには」など、専門的な医療機関が少ない札幌外からの相談が多く若年認知症の医療の現状が現れていきました。

若年認知症の問題は、医療はもちろんのこと、就労、経済、介護、本人・家族の暮らしなど多方面にわたっています。面接や電話相談もこれまでの悩みを聞いて欲しいという思いと多方面にわたる相談内容で1時間を超える人も多く、内容によっては相談者は交代し、他の専門の相談者とその場で協議しあう等しながら複雑な相談の対応に務められていました。

実施後の反省では予想より相談件数は少ないものの、結果的には十分に相談に応えられた数と相談体制で丁度よかったですとのではと評されました。それほど一家族の抱える相談は問題も多様で解決の処方箋は容易でないことを表していると思われました。継続して支援の必要な家族には家族の会が関係機関と連携しながら引き続き関わることにしました。

今回の相談会は、家族の相談対応もさることながら、事業を円滑に推進するため若年認知症支援事業推進委員会という体制をつくり、家族の会、推進委員会、行政との連携で事業を実施したこと、今後の地域での若年認知症の支援につながる機会ができたと考えます。このことは大きな成果であり、次年度も何らかの形で実施できることを願っています。

一日相談会の電話相談を通して

あいぜんケアプランセンター 管理者 由井 康博(南区支部長)

私自身、若年認知症の方を直接担当させて頂いたことはなく、若年性認知症支援事業の委員の委嘱を受けることになってから、あわててインターネットや図書館で調べた次第です。今回の一日相談会に参加できたことは、非常に良い経験をさせて頂いたと思います。

私は、電話相談の担当となりましたので、その様子を簡単に報告させて頂きます。

午前と午後を4名ずつの担当者に分け電話相談に備えました。地域包括支援センター、介護予防センターの方と担当し、どんな相談が来るのかがわからないので、皆さん普段使われ

ている関連資料等を持参し備えましたが、結果何度も手にしたのは伊古田委員長が用意して下さった北海道内の医師一覧簿でした。計8件の電話相談のうち居住地を確認できた7件中、6件が札幌市外からの相談で、医療機関の受診が伴う内容が多く苦小牧、稚内、旭川、共和、奈井江、栗山の医療機関を調べるのに慌てるばかり。

10時から開始だったのですが、その3分前にまず1本電話が鳴り、すぐにもう1本、5分ほどしてもう1本と続けて3本の電話が入りました。「(妻)同じ事を何度も言っても理解できない。認知症だろうか。仕事に行って大丈夫だろうか。何から考えれば良いのか。診てくれる病院はどこか」「(姉)若年認知症と言われ精神科に入院しているが、別に特殊な病気の治療も受けている。今の治療をこのまま続けていいのだろうか。病院を変えるにはどうすれば良いか」「(嫁)明らかにおかしいと思い、かかりつけ医に連れていったが先生の前ではしっかりと受け答えしている。どうすれば良いか」などの内容でした。途中で社会保険労務士、家族の会の方、医師へと電話を代わり応対することも幾度かあり、相談する側から見てもとても親切な対応だったかと思います。

今回の相談は、厳しい現実のほんの一部だと思います。始まつたばかりの関係機関同士の連携を継続し、強く太くしていくことの重要性を感じた一日でした。



札幌市介護保険事業計画 推進委員会の報告

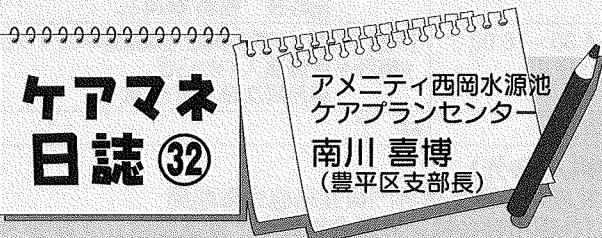
札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長
奥田 龍人

現在、札幌市では第3期(平成18年~20年)となる介護保険事業計画推進委員会が開催されています。介護支援専門員連絡協議会会長としてこの委員会に出席しているので、簡潔にこの間の委員会報告を行います。

第3期は、第1回(18年11月)、第2回(19年7月)、第3回(19年10月)、第4回(19年12月)と実施していますが、保険料とか、サービス量などの議論はまだこれからです。今のところ特筆すべき報告は余りありませんが、第2回、第3回では次期計画策定に向けたアンケート調査などを議論し、第4回では、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置について議論しました。激変緩和措置とは、税制改正=平成18年度から、市民税に

ついて65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方を対象とした非課税措置が廃止になったことにより、本人や家族が課税世帯となり介護保険料の第4段階、第5段階に上がる方が多くなる(対象者26,500人)ので、18年度を基準額×0.8、19年度を基準額×0.9として20年度に1.0にするというものです。このことで札幌市の保険料収入は1億3400万円の減収となります。現在のところ、札幌市の介護保険事業会計は給付が計画よりも伸びていないのでなんとか可能ということです。

その他、議事の詳細や資料は、札幌市の介護保険課のホームページに掲載されており、詳しいことを知りたい方はそちらをご覧ください。



明けましておめでとうございます(と言っても、このケアマネSAPPOROが発行されるのは2月ですが……)。

年末年始お休みの居宅介護支援事業所は多かったのではないでしょうか?

私の勤める事業所もお休みを頂きましたが、その休みの為に毎年年末のサービス調整や正月明けの電話ラッシュなどを考えると「こんな忙しい思いをするのなら、正月など来なくていい!!」と言う思いが年々強くなっているのは私だけだろうか?

年末に体調が急変したり、サービスが入らない期間、「無事に年末を過ごしてくれるだろうか?」「一人で年越しをする」といったけど何が起きていないだろうか?」等、実家に帰つて休んでいても、ふと何人かの利用者の事が気にかかることが必ずある(勿論休んでいる間ずっと気にしている訳ではないですが……)。

今年はその中でも更に落ち着かない思いをして休みを迎える事となった。

私がIさんと関わさせていただいたのは、ケアマネになってから2ヶ月目であり、6年近く担当をさせていただいた。

Iさんは寝たきりでアルツハイマーと四肢の拘縮も強く意思疎通も不可、気管切開と胃ろうを増設されている利用者である。

妻と二人暮らしで、殆どのケアを妻は自分で行っている。妻は人任せにするのを極端に嫌い、必要最小限のサービス以外を利用しようとされない方で、利用されていたサービスは、週一回の訪問診療と訪問入浴、週二回の訪問看護、電動ベッドとエアマットのみであった。

私が担当した時点では既にサービスを利用されている状況であり他居宅のケアマネから移行されたケースであった。

それまでは施設で相談業務をしていたが、やはり在宅に乗り込んでいく! ?ケアマネ業務は全く違う世界だなあと痛感

していた矢先の出来事であり、当時担当していたケースも同じ事業所の方から引き継いだケースばかりで、常にフォローをしてもらっていた状況だった。その為、サービスは既に調整されているとはいえ、新人ケアマネである私には相当プレッシャーのかかるケースであったが、ケアチームの皆様や職場の上司などに指導を受けつつ何とか担当をさせていただいてきた。

そして何より介護者である妻には色々な事を学ばせていただいた。その中でも一番印象深く残っているのは担当して間もなくの頃、ある訪問者が退室しようとした際に妻には挨拶したのだが、本人には挨拶しなかったととてもご立腹されていたことがあった。

本人とは意思の疎通は全くできないのだが(正直意識があるのかどうかも定かではない)、「本人にも声をかけてほしい」と話されていたことがとても印象に残っている。

今まで意思の疎通が困難な利用者宅に訪問した際、家族との会話に終始し、本人を置き去りにして面談をしたことがなかったか? 本人や家族にそのような不快感を与えていなかったか? という事を真剣に反省させられ、影響を与えてくれた一言だった。

それ以降訪問した際、本人が喉を鳴らしたりすると、「(あなたが)来ているのが判ったから挨拶しているのよ」という妻の言葉に「判ってくれているのかな?」「何か伝えようとしてくれているのかな、だとしたら何を伝えようとしているのかな、何か変化があるのかな?」と意識する事が恥ずかしながらようやく考えられるようになった。

Iさんは年末に呼吸状態が悪化し、主治医も毎日往診する状態になった。妻は「最後の瞬間を見届けたい」と話されていた。個人的には年末お子さんやお孫さんにも是非会っていただきたいと強く思って退室した。

そして年末には本州に居るお子さん達も帰郷され、皆にお会いできた状態でお亡くなりになられたと年明けに妻より連絡をいただいた。残念な気持ちの中にも正直、最後に御家族に会えた事を知り、少しほっとした気もした。

最後に御家族の声はIさんに届いたことを信じながら、未熟な(今でもですが……)私を言葉は発せられませんでしたが、色々指導していただいたことへの感謝の気持ちとご冥福をお祈りさせていただきます。

平成19年度札幌市介護支援専門員新任研修会

《主 催》札幌市
 《共 催》札幌市介護支援専門員連絡協議会
 《会 場》北翔大学 北方圏学術情報センター「ポルト」
 (中央区南1条西22丁目1-1)
 午前一 全 体 1階 ポルトホール
 午後一 居宅コース 8階 大会議室
 施設コース 8階 多目的研究室

《開催日時》平成20年3月4日(火) 10:00~16:00 (受付は、9:00~)

《参加対象》

- ①平成19年度介護支援専門員実務研修修了者(予定者)
- ②新たにケアマネジャー業務に就く方
- ③【居宅コース】ケアマネジャー実務がおおよそ1年未満の方
【施設コース】〃 がおおよそ3年未満の方

《定 員》【居宅コース】150名 【施設コース】100名

《参加費》無 料

《研修目的》

【居宅コース】新任者が実務を開始し、ケアマネとしての基本姿勢や基本的実務の習得を目的とし、新任者としての諸課題を初期のうちに解決できるようにする。

【施設コース】滞在型施設におけるケアマネジメントのあり方や他職種との連携を学び、施設ケアマネ像を獲得する。

《プログラム》【居宅コース】

時 間 帯	研修テーマと形態(講師)
10:00~11:00	【講義】『ケアマネの役割・期待と基本業務』 *講師* 札幌市保健福祉局介護保険課 介護予防担当係長 鈴木 真弓 氏
【居宅・施設共通】	
11:00~12:00	【講義・演習】 『ケアマネジメント過程における留意点とその方法』 *講師* 東区第2地域包括支援センター センター長 村山 文彦 氏
【居宅・施設共通】	
(昼 食 ・ 休 憩 → 8階多目的研究室へ移動)	
13:00~14:30	【講義】『制度改正・報酬改定に伴う諸課題』 *講師* 特別養護老人ホームみどりの丘 施設長 福島 義典 氏
14:30~16:00	【講義・演習】『当事者参画と他職種協同のケアプラン策定』 *講師* 医療法人やわらぎ 事務局次長 吉谷 敬 氏
16:00	終 了

14:30~16:00	【講義】『予防給付と各種制度活用』 *講師* 中央区第2地域包括支援センター センター長 道林 松美 氏
16:00	終 了

【施設コース】

時 間 帯	研修テーマと形態(講師)
10:00~11:00	【講義】『ケアマネの役割・期待と基本業務』 *講師* 札幌市保健福祉局介護保険課 介護予防担当係長 鈴木 真弓 氏
【居宅・施設共通】	
11:00~12:00	【講義・演習】 『ケアマネジメント過程における留意点とその方法』 *講師* 東区第2地域包括支援センター センター長 村山 文彦 氏
【居宅・施設共通】	
(昼 食 ・ 休 憩 → 8階多目的研究室へ移動)	
13:00~14:30	【講義】『制度改正・報酬改定に伴う諸課題』 *講師* 特別養護老人ホームみどりの丘 施設長 福島 義典 氏
14:30~16:00	【講義・演習】『当事者参画と他職種協同のケアプラン策定』 *講師* 医療法人やわらぎ 事務局次長 吉谷 敬 氏
16:00	終 了

《申し込み先》

札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局
 (札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部自立支援課内)
 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
 ☎(011)612-6110 FAX(011)613-5486 担当：佐藤、東井

《申込期間・申込方法》

別紙申込用紙で、平成20年2月20日(水)～2月27日(水)までに、FAXにてお申し込みください。

《その他》

- 昼食は各自でご用意ください。多目的研究室は使用可能です。)
- 会場は、駐車場はありません。お近くの有料駐車場をご利用になるか、公共交通機関をご利用ください。
- 受講票は、発行しません。
- 定員の関係で、希望するコースの受講が出来ない場合もありますので、御了承ください。

平成19年度第2回札幌市ケアプラン指導研修会 開催要領

講 師 ケアタウン総合研究所 所長 高室 成幸(しげゆき)氏
 内 容

- ICFを活かしたアセスメント技術(仮)、
- チームケアマネジメントとサービス担当者会議(仮)、
- チームケアマネジメントとモニタリング技術(仮)
- 【途中1時間ほどの昼食・休憩の他、適宜休憩をとる予定ですが、タイムスケジュールも含めて詳細は調整中です。】
- ※高室先生は、先にケアマネ連携区支部推薦で1名ずつ参加していただいた19年度介護予防支援指導者研修の講師をされた方です。主な、著書として『介護予防ケアマネジメント』『ケア会議の技術』(以上、中央法規出版)『よくわかる地域包括支援センター必携ハンドブック』(法研)があります。

《申込期間・申し込み先》

対象事業所には別途ご案内いたしますので、ご承知おきください。

申込期間：平成20年3月5日(水)～3月12日(水)

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

(札幌市中央区大通西19丁目1-1)

担当:佐藤・東井 ☎(011)612-6110 FAX(011)613-5486

《その他》

受講票は、発行いたしません。

(定員超過により、受講出来ない場合のみご連絡いたします。)

介護支援専門員がケアプランを作成する際に、アセスメントをより重視し、ケアマネジメント技術の向上を図ることを目的として開催いたします。

《主 催》札幌市
 《共 催》札幌市介護支援専門員連絡協議会
 《日 時》平成20年3月21日(金) 10:00~16:00 ※受付開始9:00
 《会 場》共済ホール(札幌市中央区北4条西1丁目 ☎251-7333)
 ※お車でのご来場は、ご遠慮ください。

《対 象》

居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所、特定施設入居者生活介護を実施している有料老人ホームやケアハウス等、介護保険施設に勤務する介護支援専門員及び地域包括支援センターに勤務する職員

《定 員》650名(定員になりたい、締め切らせていただきます。)

《参加費》500円

※会場は混雑が予想されます。おつりのないように、ご用意願います。

《研修内容》

●開会挨拶(10:00~10:10) 札幌市

●講 義(10:10~16:00)

福祉用具講演会・展示会開催のご案内

**参加費
無 料**

と き

と こ ろ

高齢社会をむかえ、市民の福祉に対する関心はますます高まっており、高齢の方や障がいのある方の生活を支える福祉用具に対する知識や理解を深める機会が求められています。

そこで、本会では、市民や福祉関係者の福祉用具等に関する理解を深めていただくことを目的に下記のとおり講演会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

平成20年2月29日(金)

(講演会)13時30分～15時／(展示会)13時～16時

札幌市社会福祉総合センター 大研修室(4階)及びアトリウム(1階)
(札幌市中央区大通西19丁目 地下鉄東西線西18丁目駅徒歩3分)



講 演 会

「自分でできて、安全で、介護が楽な住宅のヒント！」

講 師: 目白大学 保健医療学部 理学療法学科

教 授 金 沢 善 智 先生



■講師プロフィール

弘前大学医療短大を卒業後、理学療法士として病院に勤務。訪問リハビリに関わる中で、住宅が原因で寝たきりとなる多くの人々を目の当たりにし、住環境整備の道を志して退職。東京理科大学および同大院において建築を学び、福祉住環境学・生活環境学・地域理学療法学を専門に教壇へ。

弘前大学医学部、同大学院医学系研究科助教授を

経て現職。教壇に立つかたわら住宅改修の現場において実践と研究を重ね、これまでに関わった福祉用具導入と住宅改修は1,400ケースを超える。福祉住環境コーディネータ協会理事、全国福祉用具専門相談員協会理事、パラマウントベッド(株)顧問など多数。「利用者から学ぶ福祉住環境整備(三輪書店)」などの著書も多数。医学博士・工学修士・理学療法士。

福祉用具展示会

車いす、杖、入浴用品、ベッドなど、福祉用具関連企業連絡会によるいろいろな福祉用具を展示します。

■ 催: 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

■ お申込み: 2月25日(月)までに 札幌市社会福祉協議会 自立支援課へ

■ 共 催: 福祉用具関連企業連絡会

■ FAXの方は別紙の申込用紙をお使いください)

■ 定 員: 250名(定員になり次第締め切り)

■ お問合せ: ☎632-7355 FAX 613-5486

みんなご知ろう

若年認知症～若年認知症フォーラムinさっぽろ～

《日 時》2008年2月23日(土)13時30分～16時(予定)

《会 場》

北翔大学北方圏学術情報センター「ポルト」

札幌市中央区南1条西22丁目(地下鉄東西線「西18丁目駅」徒歩5分)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

《内 容》

基調講演「若年認知症とは?その実態と支援のありかた」

講 師: 朝田 隆先生(筑波大学臨床医学系精神科教授)

～厚生労働省若年認知症主任研究員として、若年認知症の治療・調査研究や家族会の支援等、若年認知症支援に取り組まれています。

①若年認知症の人のメッセージ

②札幌市若年認知症実態調査報告

③家族と支援者からの発言

《主 催》札幌市、札幌市若年性認知症の人と家族の会

《定 員》先着370名

《参加費》無料

《申込、問い合わせ先》

申込み受付期間／2月11日～18日

シャクショ

札幌市コールセンター ☎/FAX(011)222-4894

※定員に達しましたら、申込みを締め切らせていただきます。

広報さっぽろ2月号にも掲載予定です。

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

● 中央区支部定例会

日 時▶2月5日(火)18時30分～《※》
会 場▶札幌市医師会館 大ホール
テー マ▶地域ケア整備構想と療養型病床群の今後について
講 師▶札幌市介護保険課長 山 和彦 氏
問い合わせ先▶中央区社会福祉協議会 ☎281-6113

● 北区支部定例会

日 時▶2月16日(土)13時30分～16時00分
 　(受付は13時00分～)《※》
会 場▶北区民センター 3階 区民ホール
内 容▶市民向けイベント
テー マ▶認知症の方を支えるネットワーク
講 師▶北成病院 院長 内山 茂夫 氏
 　札幌認知症の人と家族の会 会長 飛嶋 弘子 氏
問い合わせ先▶北区社会福祉協議会 ☎757-2482

● 東区支部定例会

日 時▶2月20日(水)18時30分～《※》
会 場▶東区民センター 視聴覚室
内 容▶定例会
テー マ▶高齢者消費者被害防止ネットワークについて
講 師▶消費者協会 事務局長 中山 久夫 氏
 　組織課長 三上 真知子 氏
問い合わせ先▶東区社会福祉協議会 ☎741-6440

● 白石区支部定例会

日 時▶3月11日(火)18時30分～20時30分《※》
会 場▶白石区民センター 3階 視聴覚室
内 容▶定例会
テー マ▶高齢者の終の住居について
講 師▶北星学園大学教授 島津 淳 氏
問い合わせ先▶白石区社会福祉協議会 ☎861-3700

● 厚別区支部定例会

日 時▶3月18日(火)18時30分～《※》
会 場▶厚別区民センター
内 容▶定例会
テー マ▶未 定
講 師▶未 定
問い合わせ先▶厚別区社会福祉協議会 ☎895-2483

● 豊平区支部定例会

日 時▶3月12日(水)18時30分～
会 場▶豊平区民センター
内 容▶定例会
テー マ▶自立支援に向けたアプローチ(仮)
講 師▶北のくらしと地域ケア研究所 代表 鈴木 英樹 氏
問い合わせ先▶豊平区社会福祉協議会 ☎815-2940

● 清田区支部定例会

日 時▶3月中旬《※》
会 場▶清田区総合庁舎3階 大会議室
内 容▶定例会
テー マ▶最新の介護保険情報について
問い合わせ先▶清田区社会福祉協議会 ☎889-2491

● 南区支部定例会

日 時▶3月11日(火)18時30分～《※》
会 場▶南区民センター
内 容▶定例会
テー マ▶若年認知症について(予定)
問い合わせ先▶南区社会福祉協議会 ☎582-2415

● 西区支部定例会

日 時▶2月19日(火)18時30分～《※》
会 場▶西区民センター
内 容▶定例会
テー マ▶①高齢者消費者被害防止ネットワークについて
 　②権利擁護について
講 師▶司法書士 旦尾 真澄 氏
問い合わせ先▶西区社会福祉協議会 ☎641-2400

● 手稲区支部定例会

日 時▶3月19日(水)18時30分～
会 場▶手稲区民センター 第1・2会議室
内 容▶定例会
テー マ▶訪問歯科診療について～口腔状態の注意すべきポイントと訪問歯科診療の活用～
講 師▶札幌歯科医師会 手稲支部
問い合わせ先▶手稲区社会福祉協議会 ☎681-2400

「ケアマネメール相談室」ご利用ください!!

介護支援専門員として働いていて、適正な給付管理や介護報酬の解釈などで、ふと疑問に思うこと、介護支援専門員の仕事はしていないけどケアマネジメントのことについてみたいことなどEメールで気軽に相談できるよう、本会員のための相談室を2005年9月から開設していますので、ご利用下さい。

相談を希望する方は、氏名、所属、会員番号を明記の上、相談内容を簡潔にまとめ、Eメールして下さい。

Eメールアドレスは、

「caremanager@sapporo-shakyo.or.jp」
です。お気軽にご相談下さい。